宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程

平成２１年４月１日

規程第３５号

（趣旨）

第１条　宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第３１条第２項の規定により，事業構想学研究科の授業科目の履修の履修方法，成績の評価及び単位の認定に関し，必要な事項を定める。

（授業科目等）

第２条　事業構想学研究科の授業科目，当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択の別は別表のとおりとする。

（履修コースの設定）

第３条　博士前期課程に，履修コースとして「学術研究コース」及び「高度職業人育成コース」を設ける。

（履修コースの選択及び変更）

第４条　博士前期課程の学生は，前条に規定する履修コースのいずれかを選択し，入学した年度の４月末までに様式第１号により，その選択した履修コースを研究科長に届け出なければならない。

２　前項の規定により選択した履修コースの変更を希望する学生は，別に定める日までに様式第２号により研究科長に履修コースの変更許可申請を行い，その許可を得なければならない。

（指導教員・副指導教員）

第５条　事業構想学研究科の学生（以下｢学生｣という。）の研究及び論文などへの適切な指導と助言を行うために指導教員及び副指導教員を置く。

２　学生ごとに，博士前期課程にあっては指導教員１名，博士後期課程にあっては指導教員１名及び副指導教員１名を定める。

３　指導教員及び副指導教員は，専任教員をもって充てる。ただし，研究科教授会が認めた場合は，専任教員以外の副指導教員を加えることができる。

４　指導教員及び副指導教員の変更は，原則として認めない。ただし，特別な事情が生じた場合に限り，研究科教授会の議を経て変更を認めることがある。

（履修登録）

第６条　学生は，履修しようとする授業科目について，前期及び後期の所定の期日までに，指定された方法により，履修登録を行わなければならない。

　（履修登録の制限）

第７条　次に掲げる授業科目は，履修登録をすることができない。

　一　在学年次より上級年次に配当されている授業科目

　二　既に単位を修得した授業科目

２　授業時間が重複する授業科目は，原則として履修登録できない。

３　教育環境等により，履修登録の人員を制限することがある。

　（試験）

第８条　定期試験は，その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。

２　前項の規定にかかわらず，随時試験を行うことができる。

３　前２項の試験は，筆記試験，口述試験，実技試験，又は課題（レポート・制作物等）により行う。

４　次のいずれかに該当する学生は，試験を受験することができない。

　一　履修登録をしていない学生

　二　試験時刻に２０分を超えて遅参した学生

（成績評価等）

第９条　学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。

２　成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価 | 評　　　点 | 学習到達度との関係 |
| 秀 | ９０点以上 | 学習到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している |
| 優 | ８０点以上９０点未満 | 学習到達度が優秀な水準で到達目標に達している |
| 良 | ７０点以上８０点未満 | 学習到達度が良好な水準で到達目標に達している |
| 可 | ６０点以上７０点未満 | 学習到達度が到達目標に達している |
| 不可 | ６０点未満 | 学習到達度が到達目標に達していない |

３　前条第４項第２号の規定に該当し試験を受験できなかった授業科目又は正当な理由なく試験を受験しなかった授業科目については、原則として不合格とする。

４　前２項の規定により不合格となった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。再履修する科目にあっては、第６条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

５　成績は、原則として当該学期末までに確定する。

　（追試験）

第１０条　所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は，原則として行わない。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず試験を受験できなかった学生に対しては、その願い出により追試験を行うことがある。

２　追試験の受験を希望する学生は、原則として該当科目の試験開始前までにその事由を該当科目の担当教員に申し出るものとする。

３　前項の規定により申出をした学生は、原則として該当科目の試験終了後１週間以内に、別の定める様式により追試験願を該当科目の担当教員に提出し、研究科長等の承認を得なければならない。

４　追試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

（再試験）

第１１条　試験（前条に規定する追試験を含む。）を受験して不合格となった学生に対する試験（以下「再試験」という。）は、原則として行わない。ただし、研究科教授会等が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

２　再試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

３　再試験における成績の評価は、原則として可を上限とする。

（不正行為）

第１２条　第８条第１項に定める試験において不正行為をした学生に対しては、当該学生が当該学期に登録しているすべての履修科目の成績評価を不可とするほか、大学院学則第２６条の規定による懲戒処分を行う。

２ 授業の出席に関し虚偽申告を行った学生に対しては、当該科目の成績評価を不可とするほか、その不正行為の状況により、大学院学則第２６条の規定による懲戒処分を行うことがある。

（学位論文仮題目の届出）

第１３条　学生は，学位論文（修士の学位を申請しようとする者は，学位論文又は特定の課題の研究成果。以下同じ。）を執筆しようとする年度の４月末日までに，学位論文仮題目を研究科長に届け出なければならない。

（博士論文執筆資格）

第１４条　博士論文を執筆しようとする学生は，学位申請の６月前までに，所定の審査を経て博士論文執筆資格を取得しなければならない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第１５条　学生は，研究科長を経て学長に学位論文を提出し，論文審査の申請を行う。

２　学生は，博士論文を提出する前に指導教員の承認を得て，別に定める予備審査を研究科長に申し出なければならない。

３　学位論文の審査及び最終試験については，宮城大学学位規程の定めるところによる。

（学位論文、最終試験の評価及び判定）

第１６条　学位論文及び最終試験の成績については，第９条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

一　学位論文は，秀，優，良，可を合格とし，不可を不合格とする。

二　最終試験は，合格，不合格とする。

（修了要件）

第１７条　博士前期課程を修了するためには，２年以上在学し，第２条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し，かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた学生については１年以上在学すれば足りるものとすることができる。

２　前項の規定にかかわらず，大学院学則第３４条の規定により本学大学院の他の研究科の授業科目を履修して修得した単位及び次条の規定に基づき認定された単位については，別に定めるところにより，修了要件単位数への算入を認めることがある。

３　博士後期課程を修了するためには，３年以上在学し，第２条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し，かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた学生については大学院学則第３８条第２項の各号に定める年数以上在学すれば足りるものとすることができる。

（既修得単位等の認定）

第１８条　大学院学則第３５条及び第３６条の規定により単位を修得しようとする者は，次の各号に掲げる書類を指定のあった期日までに学長に提出しなければならない。

一　既修得単位等認定申請書

二　成績証明書（出身大学の大学院等の発行するもの）

三　申請する授業科目について，出身大学の大学院等が作成した科目の内容，単位制度等単位の換算，認定に必要な資料

（委任）

第１９条　この規程に定めるもののほか，授業科目の履修方法等に関し必要な事項は，研究科教授会が定める。

附　則

この規程は，平成１３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，平成１５年４月１日から施行する。

２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。

附　則

１　この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生に対する授業科目，当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択の別は改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（H21.4.１　第1回理事会）

１　この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。

附　則（H23.3.23　第38回理事会）

この規程は，平成２３年４月１日から施行する。ただし，この規程の改正の前日において在学する学生に対する専門領域，専門分野，授業科目，配当年次，単位数，必修選択の別及び履修方法については，改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（H25.3.27　第67回理事会）

この規程は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則（H27.3.25　第94回理事会）

１　この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。

附　則（H29.2.22　第119回理事会）

１　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

２　この改正による改正後の宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程は，平成２９年度入学生から適用し，この規程の施行の日の前日において在学する学生については，なお従前の例による。

附　則（H30.2.28　第133回理事会）

１　この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

２　この改正による改正後の宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程は，平成３０年度入学生から適用し，この規程の施行の日の前日において在学する学生（施行日の前日までに退学又は除籍となり，施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については，なお従前の例による。

様式第１号（第４条第１項関係）

**博士前期課程履修コース選択届出書**

　平成　　年　　月　　日

事業構想学研究科長　殿

（届出者）

学籍番号

氏　　名

電話番号

（指導教員）

職・氏名　　　　　　　　印

博士前期課程における履修コースを下記のとおり選択したので届け出ます。

記

|  |
| --- |
| 選　択　し　た　履　修　コ　ー　ス　名 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　コース |

様式第２号（第４条第２項関係）

**博士前期課程履修コース変更許可申請書**

　平成　　年　　月　　日

事業構想学研究科長　殿

（申請者）

届出履修コース名

学籍番号

氏　　名　　　　 　　　　　　印

電話番号

（指導教員）

職・氏名　 　　　　　　　印

博士前期課程における履修コースを下記のとおり変更したいので、許可されるよう申請します。

記

１　変更希望コース名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　コース

２　コース変更理由



